

奥さん・ご主人→パートナー 制服や髪形 希望を認める

岡山市は、LGBT（性的少数者）などにみられる性の多様性について理解を深め、適切な行動を促すため、職員・教職員向けのガイドラインを作った。市民、職場、子どもへの対応が柱で、岡山大病院（岡山市北区）の医師たちが監修した。同様のガイドラインは政令指定都市では大阪、熊本市などが作成している。（中島大）

岡山市、職員・教員向け 適切な行動を促す

窓口で呼び出す必要がある際は「名字までにとどめフルネームで呼ばない」とする。性別と外見が一致しない人に配慮し、周囲に分からないよう求める。パートナーが異性であることを前提にした表現も避けるよう促す。例えば「奥さん、ご主人」を「パートナー、お連れ合い」に言い換えるなど、事例を紹介する。

職場内での差別的な言動が、人権侵害に当たることを指摘する。トイレや更衣

L G B T 理 解 へ 指 針

室など、戸籍上の性別以外の施設の利用希望があった場合には、本人の意思を尊重するよう求めている。

学校内での児童生徒の相談場所を確保する必要性も明記する。制服や衣服、体操服、水着、髪形など、本人が自認する性別に合わせたいと相談があった場合には、可能な範囲で認めるよう検討を促している。

A4判、13頁。公的、民間の相談機関の連絡先や対応日時も紹介。市のホームページ（HP）にも掲載している。市人権推進課 ☎ 86（803）1070。